

2025年度

大阪いずみ市民生活協同組合

## とまとちゃん福祉基金 支援事業 募集要項

**Aコース** 2024年 9月23日(月) ~ 2024年11月30日(土)まで

**Bコース** 2024年 9月23日(月) ~ 2025年 5月31日(土)まで

### 【対象エリア】

東大阪市、八尾市、藤井寺市、柏原市、松原市、羽曳野市、富田林市、  
大阪狭山市、河内長野市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、  
貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、太子町、河南町、忠岡町、熊取町、  
田尻町、岬町、千早赤阪村



### 【問い合わせ先】

大阪いずみ市民生活協同組合 地域活動推進部 地域活動グループ  
とまとちゃん福祉基金担当(信原・岸本)

〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15

TEL:072-232-5029 FAX:072-225-2517

E-mail:tomato-kikin@izumi.coop

(※土曜・日曜を除く 9:00~17:00)

## 1. 目的

いずみ市民生協は、組合員、お取引先、地域のみなさまのご協力と善意を受けて、未来を担うすべての子どもたちと地域福祉のための「とまとちゃん福祉基金」を創設しました。子どもを中心とした人々の社会的・経済的困窮の改善に寄与することを目的としています。そのための地域コミュニティの創出や地域ぐるみの見守りなど、子どもたちを支援する活動が広がり、継続できるように、活動の経費の一部を支援します。

## 2. 対象期間

2025年4月1日から2026年3月31日までに実施する活動が対象です。

## 3. 対象となる活動

支援対象団体が、おおむね18歳以下の子どもたちを支援するため主体的に実施する、以下の活動とします。

### Aコース 子どもの居場所づくり活動

弁当や食品、衛生品等の配布活動や学習支援・体験支援活動、運営に携わるボランティアを増やし、育てるとりくみを含む子どもの居場所づくり活動で、基本、月1回以上実施する活動

### Bコース 期間を限定した子どもの生活・教育支援活動

- ① 学業用品等の支援活動
- ② 単発もしくは一定期間に集中して実施する子どもを対象とした活動  
(例：夏休み限定の子どもの居場所づくり、子どもの生活改善や学習支援などに関する講演会、子どもの体力や健康測定 等)
- ③ Aコースに該当する活動実施(子どもの居場所等の開設)に向けた準備活動  
2025年度はAコース申請に間に合わなかったが、2026年度にAコースを申請するにあたっての開設準備活動

## 4. 対象となる団体

以下の要件に該当する団体とします。

- (1) いずみ市民生協の活動エリア内に主な活動拠点をもつこと。
- (2) 2名以上で構成されること。(ボランティアグループ、NPO法人、任意団体など。)
- (3) 営利を目的とした活動を行っていないこと。
- (4) 特定の政党、または特定の宗教のための活動を目的としないこと。
- (5) 大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団、その他の反社会的勢力にかかわりが無いこと。

### <活動の要件>

以下のすべてを満たす活動を対象とします。

- (1) いずみ市民生協の活動エリア内で実施すること。
- (2) 子どもを中心とした社会的・経済的困窮の改善に寄与する活動であると認められるもの。
- (3) 宣伝、売名目的の活動、その他公序良俗に反するなど、適当でない活動を行わないこと。
- (4) 衛生面や安全面に十分配慮すること。
- (5) 食事を調理し提供する場合は、活動実施場所の設備について、保健所や食品衛生責任者の指導や助言を適宜得ること。
- (6) 子どもやボランティアなど参加者の安全に努めること。また、ボランティア保険に加入するなどの措置を講ずること。
- (7) いずみ市民生協の広報活動の一環として、活動内容を発信する機会があることに同意できること。
- (8) いずみ市民生協の求めに応じた活動報告の提出・現地実査への協力ができること。

## 5. コース別申請の要件・1団体あたりの支援上限金額・支援回数、支援対象となる経費、申請、受付期間、採否通知について

支援対象の活動に直接必要となる経費で、支援対象期間中（2025年4月1日～2026年3月31日）に支出が完了するものに限り、支援金は、これまでに寄せられたとまとちゃん福祉基金より、総額1,300万円を基準に支援します。但し、申請状況に応じて申請総額が基準額を超えた際には、次期繰越金から取り崩して支援する場合があります。

※同一の活動において、AコースとBコースを重複して申請することはできません。

※次期繰越金を取り崩しても支援総額が不足する際は、申請金額に応じて一律に減額する場合があります。

以下に該当する費用は対象外とします。

ア. すでに完了した活動にかかった経費

イ. 他団体から、すでに支援・助成等されている経費

ウ. 一般的な市場価格に対して著しく高額な経費

エ. 当該活動と関係が明確でない経費

例： 自宅やほかの事業と併用する事務所などの備品

個人から借用した車両や機器に対する謝金

給料、各種手当、社会保険料その他団体の構成員にかかるもの

オ. カメラやビデオ、パソコンなど、申請活動以外にも利用する備品購入費

その他、内容によっては対象外となるものがあります。

※支援する経費はすべて実費精算となります。

### Aコース 子どもの居場所づくり活動

弁当や食品、衛生品等の配布活動や学習支援・体験支援活動、運営に携わるボランティアを増やし、育てるとりくみを含む子どもの居場所づくり活動で、基本、月1回以上実施する活動

#### <申請の要件>

(1) 支援事業募集説明会に参加し、懇談に応じること。

(2) 市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること。

(3) 基本、月1回以上実施する、弁当や食品、衛生品等の配布活動を含む子どもの居場所づくり活動であること。

(4) いずみ市民生協より食材寄付を受けない団体。

(5) いずみ市民生協が主催する支援団体活動発表・交流会に活動報告を提出すること。また、可能な限り参加すること。

#### <支援上限金額・回数および支援総額>

支援上限金額	支援上限回数	総額(基準)
30万円/年	1回/年	1,250万円以内

※総額を超える申し込みがあった場合、申請金額に応じて一律に減額する可能性があります。

#### <対象となる経費とその例> P4 参照

#### <申請受付期間>

2024年9月23日(月)～2024年11月30日(土)

#### <支援対象期間>

2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)

<スケジュール>

・ 受付開始	2024年9月23日(月)
・ 説明会(参加必須) ※2024年度支援団体については、WEB 動画による説明を視聴することで、参加と みなします。	① 10月17日(木) 14:00~16:00 場所(生協堺東本部 1階ホール) ② 10月23日(水) 14:00~16:00 場所(岸和田市・浪切ホール会議室4) ③ 10月25日(金) 10:00~12:00 場所(生協堺東本部 1階ホール) ④ 10月29日(火) 10:00~12:00 場所(八尾市・プリズムホール会議室3)
・ 受付締切	2024年11月30日(土) 必着
・ 個別懇談	12月頃
・ 委員会、理事会による審査	2025年1月~2月
・ 採否通知・支援金振込(予定)	2025年3月20日(木) までに
・ 支援団体活動発表・交流会(参加推奨)	2025年9月頃

<個別懇談>

申請書が提出された後、とまとちゃん福祉基金事務局より個別懇談を行い、活動の目的・内容、支援金の使途などを確認します。希望される場合、オンラインでの懇談も可能です。

**Bコース** 期間を限定した子どもの生活・教育支援活動

- ① 学業用品等の支援活動
- ② 単発もしくは一定期間に集中して実施する子どもを対象とした活動  
(例：夏休み限定の子どもの居場所づくり活動、子どもの生活改善や学習支援などに関する講演会開催、子どもの体力や健康測定開催 等)
- ③ Aコースに該当する活動実施(子どもの居場所等の開設)に向けた準備活動  
2025年度はAコース申請に間に合わなかったが、2026年度にAコースを申請するにあたっての開設準備活動

<①・②申請の要件>

- (1) 学校の教職員組織や児童相談所、保健所、学校などの関係行政機関と連携した(民生委員・児童委員など含む)活動のうち、公的支援で費用がまかなえないものに活用すること。
- (2) いずみ市民生協が主催する支援団体活動発表・交流会に活動報告を提出すること。また、可能な限り参加すること。

<③申請の要件>

- (1) 個別懇談に応じること。  
個別懇談：申請書が提出された後、とまとちゃん福祉基金事務局が活動の目的・内容、支援金の使途などを確認します。希望される場合、オンラインでの懇談実施も可能です。
- (2) 市町村担当部署・市町村社会福祉協議会のいずれかの推薦があること。
- (3) Aコースに該当する活動(子どもの居場所づくり等)実施に向けた準備活動に使用すること。
- (4) いずみ市民生協より食材寄付を受けない団体
- (5) いずみ市民生協が主催する支援団体活動発表・交流会に活動報告を提出すること。また、可能な限り参加すること。

<支援上限金額・回数および支援総額>

支援上限金額	支援上限回数	総額(基準)
10万円/年 ※ 複数の団体が連携して活動を行う場合、 代表して1つの団体に支援します。	10万円×1回/年 もしくは 5万円×2回/年	50万円以内

※総額を超える申し込みがあった場合、申請金額に応じて一律に減額する可能性があります。

<対象となる経費とその例> P4 参照

<申請受付期間・採否通知・支援金振込・支援対象期間>

申請受付期間	採否通知・支援金振込(予定)	支援対象期間
第1期:2024年9月23日~2024年11月30日	2025年3月20日	2025年4月1日~2026年3月31日
第2期:2024年12月1日~2025年5月31日	2025年7月31日	2025年8月1日~2026年3月31日

※第1期で総額を超えた場合、第2期の募集を行いません。

<対象となる経費とその例>

項目	内容
①食料費	主に子どもたちに提供する食材の購入費
	主に子どもたちに提供する、配布用のお弁当、軽食などの購入費
②体験活動費	子どもたちの体験活動に必要な費用 (備品レンタル費、体験活動の会場費など含む)
	子どもたちの交通費(実費)
	体験活動時の、主に子どもたちのための弁当代 上限:1人当たり800円(飲料・菓子代含む)
③学習教材費	参考書や活動に必要な教材費用 オンライン学習等の設備構築費用
④保険料	ボランティア保険料、行事保険料など
⑤受講・検査費用	食品衛生責任者講習料
	検便検査費用
⑥備品・消耗品費	①~⑤以外の備品・消耗品購入費
	子どもたちに配布するための衛生品などを購入する費用。
⑦燃料費	食材や備品などの運搬に際し、かかったガソリン代(燃費と距離で算出した実費)
⑧会場費	活動の会場となる施設の使用料
⑨謝金	ボランティアや外部講師の謝金、交通費など
	オンライン学習時の講師謝金
⑩印刷費	チラシの印刷費用など
⑪その他	①~⑩に該当しないが、活動に必要な費用

※ P2 の対象外に該当するものは除く

## 6. 応募方法

支援金を希望する団体は、「申請要件点検表」に基づいて点検を行ったうえで、所定の「とまとちゃん福祉基金 支援申請書」に必要事項を記入の上、署名または捺印し、添付書類を同封していずみ市民生協へ提出するものとします。

申請に必要な書類は、いずみ市民生協のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.izumi.coop/activity/life/hukusikikin/siennkin-bosyu.html>



## 7. 審査および決定

期限までに提出された書類および聞き取り内容をもとに、とまとちゃん福祉基金諮問委員会の助言を得て公平に審査を行います。審査にあたって、追加の書類提出の依頼や、いずみ市民生協との打ち合わせなどが発生する場合があります。

活動内容および地域のバランスなどを考慮し、予算の範囲内で支援団体および金額を決定します。

※ 審査の結果、不採用または減額となる場合があります。

## 審査のポイント

- |          |  |
|----------|--|
| ① 適格性    | 募集事業の趣旨と活動内容が合致している。                               |
| ② 必要性    | 地域の課題と活動内容が一致し、地域や対象者のくらしの改善につながる。                 |
| ③ 継続性    | 今後もいずみ市民生協の活動エリア内でとりくみの継続が見込める。                    |
| ④ 実現性    | スケジュールが具体的で、実現可能な計画になっている。                         |
| ⑤ 収支の妥当性 | 収支計画が具体的・妥当である。<br>他団体からの助成金や募金収入など自主財源の確保につとめている。 |

## <支援金受け取り後の留意事項>

### 8. 計画変更

以下のような変更が生じた場合、速やかにその理由および状況をいずみ市民生協に報告し、変更届を提出してください。

- (1) 申請内容または金額の変更をする場合。
- (2) 支援金対象活動が予定の期間内に完了しない場合。
- (3) 活動の遂行が困難になった場合。

### 9. 報告書の提出

活動を行った月の翌月末日までに月次報告書をご提出ください。また、当該年度の活動が完了したとき（中止または廃止した場合を含む）は、終了した月の翌月末日までに、領収書・レシートのコピーなど発生経費と使途が確認できる資料を添付して完了報告書を提出します。領収書・レシートは発行者（店舗など）の印字・押印および日付があるものに限りです。

いずみ市民生協が必要であると認めるときは、支援団体に対して、活動の遂行状況および会計に関して報告を求め、実地調査や追加の書類提出を依頼する場合があります。また、活動報告書および完了報告書に記載の内容を、いずみ市民生協のホームページに掲載することがあります。

### 10. 情報公開および取材

いずみ市民生協の広報誌やホームページで、支援団体の情報（名称、実施場所、とりくみ内容など）を公開します。活動の進捗状況の報告や取材にご協力ください。

#### 11. 支援の取り消し

いずみ市民生協は、支援団体が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、支援決定を取り消すことができます。また、支援決定の取り消しにより、支援団体に生じたいかなる損害に対しても、賠償の責を負いません。

- (1) 支援金を事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした、または活動の施行に不正があったとき。
- (3) 運営規約、拠出要項、募集要項に違反したとき。

#### 12. 支援金の返還

いずみ市民生協は、支援決定を取り消した場合、また、支援金に残額が生じた場合は、期日を定めて支援金の返還を求めます。

#### 13. 問い合わせ先

大阪いずみ市民生活協同組合 地域活動推進部  
地域活動グループ とまとちゃん福祉基金担当（信原・岸本）  
〒590-0075 大阪府堺市堺区南花田口町 2-2-15  
TEL：072-232-5029 FAX：072-225-2517  
E-mail：tomato-kikin@izumi.coop

（※土曜・日曜を除く 9：00～17：00）

※郵送する際、封筒の表書きに「申請書類」と明記してください。

#### 1 4. 個人情報の取り扱いについて

とまちゃん福祉基金のとりくみで取得する個人情報は、以下の目的に限り利用します。

- 支援案件に対する審査および支援実施
- 支援決定後の手続きなどの連絡・郵送
- 現地実査等のための連絡、交流会などの案内
- いずみ市民生協内の管理業務
- 広報活動等